

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：仙北市水道事業会計

事業名	水道事業（末端給水）		
事業開始年月日	昭和30年7月25日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	仙北市	職員数※（H19. 4. 1現在）	12
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	68円（H17）	公営企業債現在高（百万円）	1,477（H18）
累積欠損金（百万円）	—	利益剰余金又は積立金（百万円）	46（H18）
不良債務（百万円）	—	財政力指数※	0.29（H18）
資金不足比率（％）	—	実質公債費比率※（％）	19.4（H18）
		経常収支比率※（％）	95.3（H17）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>[合併期日：平成17年9月20日 合併前市町村：角館町、田沢湖町、西木村] 3カ町村合併により、水道事業の組織の統合、公営企業の統合を行った。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 □にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	仙北市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	仙北市長 石黒直次
既存計画との関係	集中改革プラン（H17～H21）、経営健全化計画（H19～H28）
公表の方法等	仙北市ホームページ、12月議会説明予定
基本方針	・旧町村単位で料金体系が異なるため、今後は料金改定を行う方向で検討しているが、簡易水道事業統合計画書を19年度内に作成することになり、21年度の統合を目標とし、全体的に統一した料金での改定を実施して経営の健全化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		99.9	48.6	148.5
	補償金免除額		24.8	5.3	30.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			5	5

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	19,336	83,191	48,640	151,167
	簡易水道事業		16,686		16,686
合 計 (A)		19,336	99,877	48,640	167,853
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		19,336	99,877	48,640	167,853

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業			4,294	4,294
合 計 (A)				4,294	4,294
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				4,294	4,294

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容								
財務上の特徴	<p>当市の水道事業会計では、平成17年9月の町村合併により旧角館町、旧田沢湖町の水道事業を経営しており、内訳は上水道2箇所、簡易水道9箇所の計11箇所となっている。平成18年度末の給水人口は17,376人、給水戸数は5,669戸、年間有収水量は1,822千m³となっており、27,761千円の純利益を計上している。ここ数年の決算では純利益を計上しているが、人口の減少等により、料金収入が減少傾向にある。平成21年度で石綿管更新事業が完了予定であり、企業債元利償還のピーク年度を過ぎていることから、今後の資金計画をみながら、老朽化した既存施設の改修事業を実施していく予定である。</p>								
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 539 624 748">課題 ①</td> <td data-bbox="624 539 1473 748"> <p>料金体系の統一を含めた料金改定について</p> <p>旧町村単位で料金体系が異なることから、地域格差の解消と経営の安定化に向けて、今後改定する方向で検討している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 748 624 956">課題 ②</td> <td data-bbox="624 748 1473 956"> <p>施設の更新に向けた増収対策及び経費の削減について</p> <p>水道が急速に普及した1970年代に整備された浄配水施設等の水道資産が更新期を迎えていることから、更新財源の確保に向けて経費の削減に取り組む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 956 624 1164">課題 ③</td> <td data-bbox="624 956 1473 1164"> <p>未普及地域の解消について</p> <p>当市では豊富な地下水に恵まれていることもあり、全地区における水道普及率が約66%と低い水準となっている。地域により整備状況が異なることから、誰もがいつでも安全な水を飲めるよう水道未普及地域の解消に取り組む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1164 624 1368">課題 ④</td> <td data-bbox="624 1164 1473 1368"> <p>一般会計からの基準外繰入金について</p> <p>一般会計からの基準外繰入内容を見直し、独立採算による安定経営に向けて取り組んでいく。</p> </td> </tr> </table>	課題 ①	<p>料金体系の統一を含めた料金改定について</p> <p>旧町村単位で料金体系が異なることから、地域格差の解消と経営の安定化に向けて、今後改定する方向で検討している。</p>	課題 ②	<p>施設の更新に向けた増収対策及び経費の削減について</p> <p>水道が急速に普及した1970年代に整備された浄配水施設等の水道資産が更新期を迎えていることから、更新財源の確保に向けて経費の削減に取り組む。</p>	課題 ③	<p>未普及地域の解消について</p> <p>当市では豊富な地下水に恵まれていることもあり、全地区における水道普及率が約66%と低い水準となっている。地域により整備状況が異なることから、誰もがいつでも安全な水を飲めるよう水道未普及地域の解消に取り組む。</p>	課題 ④	<p>一般会計からの基準外繰入金について</p> <p>一般会計からの基準外繰入内容を見直し、独立採算による安定経営に向けて取り組んでいく。</p>
課題 ①	<p>料金体系の統一を含めた料金改定について</p> <p>旧町村単位で料金体系が異なることから、地域格差の解消と経営の安定化に向けて、今後改定する方向で検討している。</p>								
課題 ②	<p>施設の更新に向けた増収対策及び経費の削減について</p> <p>水道が急速に普及した1970年代に整備された浄配水施設等の水道資産が更新期を迎えていることから、更新財源の確保に向けて経費の削減に取り組む。</p>								
課題 ③	<p>未普及地域の解消について</p> <p>当市では豊富な地下水に恵まれていることもあり、全地区における水道普及率が約66%と低い水準となっている。地域により整備状況が異なることから、誰もがいつでも安全な水を飲めるよう水道未普及地域の解消に取り組む。</p>								
課題 ④	<p>一般会計からの基準外繰入金について</p> <p>一般会計からの基準外繰入内容を見直し、独立採算による安定経営に向けて取り組んでいく。</p>								
留意事項									

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:千円,%)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	42,600	132,700	203,600	185,900	108,600	242,300	239,800	342,000	127,600	70,200
	2. 他 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 他 会 計 補 助 金	8,379	10,344	13,062	4,618	4,782	6,070	6,560	7,754	8,638	7,024
	4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	1,000	3,128	—	—	—	—	—
	5. 他 会 計 借 入 金	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	6,325	28,729	31,901	36,778	16,563	61,106	44,566	58,618	74,395	60,200
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—
	8. 工 事 負 担 金	—	10,932	5,336	—	3,681	5,300	2,000	2,000	1,000	—
	9. そ の 他	—	15,000	25,000	—	—	—	—	—	—	—
	計 (A)	77,304	197,705	278,919	228,296	136,754	314,776	292,926	410,372	211,633	137,424
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	純 計 (A)-(B) (C)	77,304	197,705	278,919	228,296	136,754	314,776	292,926	410,372	211,633	137,424
	1. 建 設 改 良 費	88,375	192,515	264,758	237,422	150,740	348,362	317,120	463,264	265,370	200,800
	うち 職 員 給 与 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2. 企 業 債 償 還 金	123,539	129,215	130,407	116,995	101,017	82,492	68,020	61,232	50,362	53,963
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	990	990	990	990	3,960	—	—	—	—	—	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5. そ の 他	20,073	15,226	32,143	—	—	—	—	—	—	—	
計 (D)	232,977	337,946	428,298	355,407	255,717	430,854	385,140	524,496	315,732	254,763	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	155,673	140,241	149,379	127,111	118,963	116,078	92,214	114,124	104,099	117,339	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	98,865	104,305	122,169	82,739	66,984	8,072	12,045	31,494	55,578	66,157
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	53,100	29,000	14,804	35,200	46,000	80,000	60,000	60,000	30,000	40,000
	3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. そ の 他	3,708	6,936	12,406	9,172	5,979	28,006	20,169	22,630	18,521	11,182
計 (F)	155,673	140,241	149,379	127,111	118,963	116,078	92,214	114,124	104,099	117,339	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
積 立 金 現 在 高	53,100	29,000	14,804	35,200	46,000	80,000	60,000	60,000	30,000	40,000	
企 業 債 現 在 高	1,323,978	1,327,464	1,400,657	1,469,562	1,477,145	1,636,953	1,808,733	2,089,501	2,166,739	2,182,976	
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	1,323,978	1,327,464	1,400,657	1,469,562	1,477,145	1,636,953	1,808,733	2,089,501	2,166,739	2,182,976
	うちその他に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	8,941	11,906	12,233	27,196	7,750	9,536	10,211	10,354	11,190	11,632	
	うち 基 準 内 繰 入 金	4,553	4,613	4,752	4,977	5,023	4,286	5,068	5,157	5,870	6,354
	うち 基 準 外 繰 入 金	4,388	7,293	7,481	22,219	2,727	5,250	5,143	5,197	5,320	5,276
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの	4,388	7,293	7,481	22,219	2,727	5,250	5,143	5,197	5,320	5,276
資 本 的 収 支 分	28,379	10,344	13,062	5,618	7,910	6,070	6,560	7,754	8,638	7,024	
	うち 基 準 内 繰 入 金	4,679	3,345	4,185	4,618	4,782	4,070	4,560	5,754	6,638	7,024
	うち 基 準 外 繰 入 金	23,700	6,999	8,877	1,000	3,128	2,000	2,000	2,000	2,000	—
	うち赤字補てん的なもの	23,700	6,999	8,877	1,000	3,128	2,000	2,000	2,000	2,000	—

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
料金回収率※ (%)	104.4	114.9	106.7	107.2	106.8	109.0	107.9	106.6	111.9	109.3	
総収支比率(法適用) (%)	108.6	116.4	108.8	115.1	108.5	112.0	110.9	109.9	114.7	112.0	
経常収支比率(法適用) (%)	108.6	117.5	109.9	115.1	108.5	112.0	110.9	109.9	114.7	112.0	
営業収支比率(法適用) (%)	129.7	141.6	128.8	138.2	125.5	126.6	124.2	122.2	129.2	126.3	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.4	3.2	3.3	7.1	2.2	2.6	2.8	2.9	2.9	3.0
	うち基準内繰入金 (%)	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.2	1.4	1.4	1.5	1.6
	うち基準外繰入金 (%)	1.2	2.0	2.0	5.8	0.8	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち赤字補てん的なもの (%)	1.2	2.0	2.0	5.8	0.8	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4
	資本的収入分 (%)	36.7	5.2	4.7	2.4	5.8	1.9	2.0	1.9	4.1	5.1
	うち基準内繰入金 (%)	6.0	1.7	1.5	2.0	3.5	1.3	1.6	1.4	3.1	5.1
	うち基準外繰入金 (%)	30.7	3.5	3.2	0.4	2.3	0.6	0.6	0.5	1.0	-
	うち赤字補てん的なもの (%)	30.7	3.5	3.2	0.4	2.3	0.6	0.6	0.5	1.0	-

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	今後の水需要は、給水人口の減少が前年度対比で年約1.0%見込まれるが、認可区域内未整備地区の水道管敷設を進めていることや、未加入者へのPR等で0.5%減と見込んでいる。その後も年0.5%減と見込んでいる。それにより料金収入も減となることが見込まれることから、平成22年度に料金改定(料金単価11%増)を実施予定である。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入として、簡易水道の建設改良に要する経費(企業債元金及び利息の一部)と児童手当に要する経費。基準外繰入として、上水道の管理に要する経費(企業債利息の一部)、上水道の出資に要する経費(事業費の一部)簡易水道及び小規模水道の維持管理に要する経費(人件費分等の一部)についての繰入がある。今後も現在の繰入額をベースにして見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	今後の建設改良事業計画として、老朽管(石綿管)更新事業(継続事業H21年度まで)、生保内浄水場計装設備更新事業(H20～H21年度)、角館浄水場改修事業(H21～H22年度)等を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	収入の積算内訳として、平成18年度決算値から営業収益のその他の営業収益として、設計審査及び工事検査手数料、下水道料金徴収委託料、料金システム改修負担金を計上し、営業外収益の雑収益として、指定工事店手数料、土地貸付料、ポンプ場維持管理料を毎年計上。支出の積算内訳として、職員給与費は平成19年度見込み値で計上。施設の改修により電気料の増を見込む。修繕費については、老朽管更新事業が終了予定なので、平成21年度以降は減額計上する。減価償却費及び支払利息については積上げ値として計上している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>水道事業会計の配置職員数は、平成14年度以降、12人となっているが、平成17年度の町村合併により業務量及び業務範囲が拡大しており、これ以上の職員数減は見込めないと考えられることから平成22年度の目標は増減無しの12人としている。今後の計画の中で、維持管理及び日常点検等の包括的民間委託を検討し、それを実現することにより職員数の減につなげていく。(参考)仙北市行政改革大綱における定員管理の数値目標(平成17年度9月20日～平成22年4月1日)は公営企業等会計全体で△14人(△3.2%)としている。</p> <p>特殊勤務手当には、料金徴収事務と有毒物取扱事務があり、平成18年度実績で89千円を支給している。今後の支給見込みについては、全国的に廃止の方向で動いていることから、廃止する方向で検討していく。</p> <p>国家公務員の給与構造改革をふまえた給与構造の見直しを実施した。また、地域手当については実施していない。</p> <p>現在、該当する技能労務職員はいないが、今後、従事する職員が配置となった場合には、その給与については、地域の民間給与の実態と併せて見直していく。</p> <p>退職時特別昇給は、平成18年度から廃止している。</p> <p>共済組合の掛金・負担金については毎年度見直しを実施している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題② 平成22年度で緊急を要する建設改良事業(石綿セメント管更新、浄水場改修、遠隔監視装置等)も完了予定であることから、修繕費及び日常点検、維持管理に掛かる人件費の減少が見込まれる。今後は既存施設の効率的な活用に向けた改修を進め、施設全体を通じた維持管理業務や点検業務委託がスムーズに行なえるような施設造りを目指す。現在職員が直接行なっている、料金調定業務(検針・請求・収納等)の委託についても検討し、経費の削減に向けて取組む。</p> <p>給水人口の減少に伴う料金収入の減少や、経年施設の更新・再構築、新たな水質問題の対応等、水道事業をめぐる課題が山積みしていることから、経営基盤の強化策として、指定管理者制度、PFI事業、民間的経営手法の活用に向けて、どの事業が対象になるのか検討し、早期の導入を目指す。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① 今後の収支計画では、各年度に純利益計上見込みとなっているが、旧町村間で料金体系が異なることから、地域格差の解消と経営の安定化に向けて、今後改定する方向で検討している。簡易水道事業統合計画書を平成19年度内に作成することになり、平成22年度の統合を目標としていることから全体的に統一した料金での改定を考えている。給水人口の減少等に伴う使用量の減少により、料金収入の減少が見込まれていることから、市広報誌及びホームページを活用し、新規加入に向けたPRに取組む。また、下水道担当課と連携し、下水道の普及による使用量の増加に向けて取組む。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	平成17年度決算数値を市のホームページに掲載している。 総合計画の進行管理や予算編成等と密接にリンクさせ、限られた経営資源を最適に配分し、最大の効率で運用する仕組みとして、仙北市の実情に即した行政評価システムを確立し、行政マネジメントサイクルの中核に位置づけ、効果的に活用していきます。平成20年度からの導入を目指しています。
5 その他	課題③ 当市では豊富な地下水に恵まれていることもあり、全地区における水道普及率が約66%と低い水準となっている。しかし、ここ最近、水道水に関する住民からの要望が高まっていることから、住民アンケートを実施し、地域の現状を把握したうえで、緊急を要する地域を優先的に事業を実施していく。 課題④ 現在、一般会計からの基準外繰入については、上水道及び簡易水道の管理に要する経費の一部が繰入となっている。繰入対象となっている事業は、石綿管更新や浄水場改修等、市の総合的な政策に関するものであり、水道事業会計単独での負担は厳しいものがあるが、経営の健全化に取組み、独立採算制の原則の下に経営を行なっていくよう検討していく。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年度の町村合併により業務範囲が拡大しており、これ以上の職員数減は見込めないと考えられる。しかしながら、既存施設の効率的な活用に向けて改修を進め、維持管理及び点検業務の効率化を図る。指定管理者制度、PFI事業、民間の経営手法の活用に向けて、どの事業が対象になるのか検討し、早期の導入を目指す。それを実現することにより人件費の削減につなげていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今後は給水人口の減少が予測され、それにより料金収入も減となることが見込まれることから、未普及地域の解消に努め、併せて平成22年度に料金改定（料金単価11%増）を実施予定である。なお、現在繰越欠損金は発生しておらず、今後もその見込み無し。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、一般会計からの基準外繰入については、上水道及び簡易水道の管理に要する経費の一部が繰入となっている。繰入対象となっている事業は、石綿管更新や浄水場改修等、市の総合的な政策に関するものであり、水道事業会計単独での負担は厳しいものがあるが、経営の健全化に取組み、独立採算制の原則の下に経営を行なっていくよう検討していく。
4 その他	今後は施設の更新事業（石綿セメント管更新、浄水場改修、遠隔監視装置等）も完了予定であることから、修繕費及び日常点検、その他維持管理費の減少が見込まれる。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率											11%	
	改善額(料金の適正化)※1										31,138	28,514	59,652
-	未収金の徴収対策												
	改善額												
-	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
-	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
-	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
1	職員給与費(退職手当以外)	97,246	83,937	88,913	89,522	89,360		103,561	103,600	103,600	103,600	103,600	
	改善額						0						
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	
	増減数(人)												
4	維持管理費等	104,060	104,441	116,012	90,820	109,872		94,800	93,800	90,000	89,500	89,000	
	改善額(適正化)						0	15,072	16,072	19,872	20,372	20,872	92,260
-	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
-	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,323,978	1,327,464	1,400,657	1,469,562	1,477,145		1,636,953	1,808,733	2,089,501	2,166,739	2,182,976	
	増減	-80,938	3,486	73,193	68,905	7,583		159,808	171,780	280,768	77,238	16,237	
	計画前5年間改善額 合計						0						151,912
	改善額 合計												30,156
	(参考) 補償金免除額												30,156

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	18,043	17,880	17,943	20,942	17,376	17,200	17,150	17,100	17,050	17,000
年間総有収水量(千m ³)	1982.22	1969.99	1903.05	1839.07	1822.44	1824.47	1815.35	1806.27	1797.24	1788.25
公称施設能力(m ³ /日)	15,149	15,149	15,149	15,149	15,149	15,149	15,149	15,149	15,149	15,149
1日最大配水量(m ³ /日)	9,977	9,856	9,799	9,978	9,928	9,878	9,829	9,780	9,731	9,682
最大稼働率(%)	65.9	65.1	64.7	65.9	65.5	65.2	64.9	64.6	64.2	63.9
供給単価(円/m ³)	180.0	180.8	183.8	190.1	186.5	188.0	188.5	187.7	206.4	206.0
給水原価(円/m ³)	172.4	157.4	172.3	177.3	174.7	172.5	174.7	176.0	184.4	188.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

・平成19年度内に簡易水道統合計画書を作成することになり、平成21年度の統合を目標としていることから、全体的に統一した料金改定を計画している。